

岩洞第一発電所ほか  
水門設備等定期点検整備業務委託

特 記 仕 様 書

令和7年度  
岩手県企業局施設総合管理所

(適用業務)

第1条 この業務は、岩手県企業局水力発電所保守要則に基づき実施するものである。

2 この特記仕様書は、「岩洞第一発電所ほか水門設備等定期点検整備業務委託」(以下、「本業務」とする。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、岩洞第一発電所、岩洞第二発電所の水門及び除塵設備等の保安確保及び発電取水の正常な機能確保に万全を期することを目的とする。

(準拠基準)

第3条 受注者は、本業務の実施に当り、仕様書及び図面等によるほか、次に示す基準等に準じて実施しなければならない。

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 日本産業規格               | (一般財団法人日本規格協会)     |
| (2) ダム・堰施設検査要領(案)        | (一般社団法人ダム・堰施設技術協会) |
| (3) ゲート点検・整備要領(案)        | (一般社団法人ダム・堰施設技術協会) |
| (4) 水門・樋門ゲート設計要領(案)      | (一般社団法人ダム・堰施設技術協会) |
| (5) ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案) | (一般社団法人ダム・堰施設技術協会) |
| (6) ゲート式開閉装置(機械式)設計要領(案) | (一般社団法人ダム・堰施設技術協会) |
| (7) 機械工事共通仕様書(案)         | (国土交通省)            |
| (8) 機械工事塗装要領(案)・同解説      | (国土交通省)            |
| (9) 電気設備技術基準             | (経済産業省)            |
| (10) 建設廃棄物処理指針           | (環境省)              |
| (11) 日本電機工業会標準規格         | (一般社団法人日本電機工業会)    |
| (12) 電気規格調査会標準規格         | (一般社団法人電気学会)       |
| (13) その他関係法令及び規格         |                    |

(業務内容)

第4条 委託する業務内容は、別紙1「業務内容」のとおりとする。

(提出書類)

第5条 受注者は別紙2「提出書類一覧」に掲げる書類を監督員に提出すること。

(業務施行計画)

第6条 受注者は、本業務に係る業務実施計画書を作成の上、監督員の承諾を得ること。

2 受注者は、業務実施計画書を遵守し業務を遂行しなければならない。

3 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 現場組織表

- (4) 主要資材
- (5) 業務管理計画
- (6) 安全計画及び安全管理
- (7) 緊急時の体制及び対応（休日及び夜間の緊急連絡系統も明記すること。）
- (8) 環境対策
- (9) 現場作業環境の整備
- (10) 業務従事者の氏名、連絡先の一覧表
- (11) その他

#### （安全管理）

第7条 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。

- 2 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分把握し、事故を未然に防止すること。
- 3 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、安全を期して事故防止に努めること。
- 4 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）及び河川の増水等により、危険な状況と判断した場合は業務を中止するものとし、作業員の安全を図ること。  
なお、業務を中止した場合は速やかに監督員へ報告すること。
- 5 泥等により滑りやすい場所での作業においては、清掃等を行うなど安全を期して作業にあたること。

#### （業務の報告）

第8条 受注者は、業務が完了した場合は、業務成果をA4ファイルに取りまとめ、1部提出すること。

- 2 業務成果の報告書類は別紙3「業務報告書類一覧」のとおりとする。
- 3 電子納品は、「電子納品特記仕様書」、「電子媒体納品書」による。

#### （鍵の貸与）

第9条 本業務の実施に当り、必要の都度、入口門扉等の鍵を貸与する。ただし、複製及び又貸しは堅く禁ずる。

- 2 受注者は、本業務により施設内へ入った場合は入口門扉等を開けたままとせず、出入りの都度必ず施錠すること。

#### （その他）

第10条 本特記仕様書に記載のない事項、又は疑義のある事項については両者協議の上、決定するものとする。

## 業 務 内 容

### 1 点検整備対象設備

点検整備対象設備は、別表1「水門別業務内容一覧表」中の「点検の有無」欄に“○”印が付いている設備とし、「3 点検整備内容」に記述する点検整備を実施すること。

### 2 点検整備実施予定日（時期）

岩洞第一発電所取水口シリンダーゲートについては農業用水供給開始前及び終了後の年2回、その他の設備は年1回を標準とする。

また、本業務は、発電所の運転又は停止を伴う場合があるため、受注者は、点検日及び手順等について、事前に監督員と打ち合わせること。

なお、実施日は下記を予定している。

#### (1) 岩洞第一発電所

##### ア 取水口シリンダーゲート吊下げ

令和7年4月16日に実施すること。

##### イ 取水口シリンダーゲート格納

令和7年9月16日から18日までの間に実施すること。

##### ウ 取水口水門設備定期点検整備

令和7年9月16日から18日までの間に実施すること。

##### エ その他の設備定期点検整備

各取水路の取水停止期間中の指定する日に実施すること。

- |                 |           |    |            |    |
|-----------------|-----------|----|------------|----|
| ① 逆川取水路取水停止期間   | 令和7年8月25日 | から | 令和8年1月9日   | まで |
| ② 末崎取水路取水停止期間   | 令和7年8月26日 | から | 令和7年11月20日 | まで |
| ③ 大川取水路取水停止期間   | 令和7年8月27日 | から | 令和7年11月21日 | まで |
| ④ 向井ノ沢取水路取水停止期間 | 令和7年8月28日 | から | 令和7年11月19日 | まで |
| ⑤ 軽松沢取水路取水停止期間  | 令和7年8月29日 | から | 令和7年11月17日 | まで |

#### (2) 岩洞第二発電所

##### ア 放水路水門設備

令和7年7月8日から10日までの間に予定している発電停止期間のうち、監督員が指定する日に実施すること。

##### イ 上水槽水門設備

令和7年10月7日から9日までの間に予定している発電停止期間のうち、監督員が指定する日に実施すること。

### 3 点検整備内容

- (1) 扉体、戸当り、開閉装置、除塵機、機側操作盤及び水位計（流量調整等水門自動制御に係るもの）等を対象とし、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検の他、端子の増し締め、点検用器具（テストハンマー、絶縁抵抗計、回路計、クランプ式電流計、接地抵抗計、ダイヤルゲージ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）を用いて点検し、簡易な整備（扉体洗浄、タッチアップ塗装、給油脂、部品交換等）を行った後、確認運転（総合操作の機能確認及び調整）を行うことを標準とする。
- (2) 整備はスピンドル、ラック棒、ワイヤーロープ、チェーン、歯車、軸受等への給油脂を行うこと。  
また、点検の結果必要と判断した場合は、減速機のオイル交換並びにVベルトの張り替え等を行うこと。
- (3) 確認運転は監督員の指示により実施すること。
- (4) 逆川取水堰堤流量調整制水門制御盤のゲート開度用セルシン受信器を交換すること。

### 4 点検整備要領

- (1) 別表1「水門別業務内容一覧表」に記載した項目について点検整備を行うものとし、本表により難しい項目については監督員の指示により実施するものとする。
- (2) 点検は、様式3-1「水門設備点検票（精密点検）」、様式3-2「除塵設備点検票」及び様式3-3「浮標設備点検票」に基づいて実施すること。
- (3) 点検終了後は速やかに様式4「作業日報」を監督員に提出して確認を受けること。
- (4) ワイヤーロープの整備は、ワイヤーロープの取り外しを行わず、ゲート全開全閉操作時にワイヤーロープ全体の旧脂除去及び付着した汚泥除去、並びに洗浄及び新脂塗布を行うこと。
- (5) 点検整備に必要な潤滑油・作動油・燃料等の油脂類及び部品等については別途支給すること。
- (6) 軸受給油等の少量の油脂類、洗浄油、雑油、ウエス、サンドペーパー、タッチアップ塗装の塗料等補助的材料については、受注者が準備すること。
- (7) 発電機、高圧洗浄機及びその他の機材（工具及び点検用器具は除く）は必要に応じて貸与する。
- (8) 岩洞ダム注水口浮標点検は、外部目視点検・接続機構部確認・本体清掃とし、点検に必要な資材および作業船舶については受注者にて手配すること。また、点検時は救命用具等の着用を義務とする。

### 5 点検体制

点検の実施にあたっては、1班当たり点検責任者1名及び点検者1名以上で従事すること。

### 6 特記事項

- (1) 河川及び水路等の流れを制水する水門の操作は、下流増水等の危険を伴うものであることから、監督員の現地管理の下で行うことを原則とするものであること。
- (2) 本業務において設備等の異常が確認された場合は、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。  
なお、この場合において推奨される改修案等を、書面により提出すること。また、新規／継続を記載することとし、継続の場合は進行状況も記載すること。

(3) 取水口及び水槽等での作業において、点検従事者の転落防止には万全を期するものとし、また、機材・工具等の落下は発電所の重大事故につながるため十分注意すること。万が一、落下させた場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けること。

なお、落下物は受注者の責任において回収するものとし、当該作業に伴う発電停止による損害等が生じた場合は、契約書第 10 条に基づいて、受注者が負担するものであること。

(4) 本業務で発生した廃材は、受注者が責任をもって適正に処分すること。

(5) 支給材料及び貸与品は、適正に管理すること。



## 提出書類一覧

	項目	書類 提出	電子 納品	備考
契約 後	業務工程表	1部	—	契約書第2条 契約締結後7日以内
	主任技術者通知書（経歴書含む）	1部	—	契約書第5条 契約締結後7日以内
点 検 前	業務実施計画書	2部	—	承諾事項
点 検 中	業務打合簿	2部	—	打合せの都度
	作業日報【様式4】	1部	—	作業の都度
完 了 時	業務完了報告書	1部	—	契約書第11条
	業務報告書 業務概要、点検結果等	1部	—	市販ファイル製本とし、 取り外しが容易な綴じ込 みとする。
	業務写真	—	1部	電子納品対象とする。
	電子媒体納品書	1部		別紙4-2
そ の 他	請求書	1部	—	契約書第12条
備 考	・電子納品「対象」書類は、CD-Rで1部提出すること。			

## 業務報告書類一覧

次の書類は、業務完了時に業務報告書内に綴り、提出すること。

- 1 【様式 1】点検整備総括報告書
- 2 【様式 2】点検整備報告書
- 3 【様式 3 - 1】水門設備点検票（精密点検）
- 4 【様式 3 - 2】除塵設備点検票
- 5 【様式 3 - 3】浮標設備点検票
- 6 【様式 4】作業日報 ※
- 7 状況写真
- 8 安全・訓練等の実施状況（任意様式）
- 9 使用油脂関係及び計測機器（任意様式）
- 10 支給品油脂関係使用総量状況（任意様式）

※ 点検整備後、速やかに提出すること。

## 点検整備総括報告書

番号	名 称			電・手動 の区分	※寸法(m) (幅×高)	点検 種別	点 検 実施日	判 定 ランク	備 考	
	河川名等	設備名	水門名						異常の状況(原因等)	処置済み又は要処置事項
GA1- 1	大川	堰堤	排砂門	電動	3.00 × 4.00					
GA1- 2	大川	取水口	流量調整制水門	電動	2.40 × 1.62					
GA1- 3	大川	沈砂池	排砂門	手動	0.60 × 0.70					
GA1- 4	大曲沢	堰堤	排砂門	手動	1.00 × 1.00					
GA1- 5	大曲沢	沈砂池	排砂門	手動	0.60 × 0.73					
GA1- 6	駒ヶ沢	堰堤	排砂門	手動	0.60 × 0.50					
GA1- 7	末崎川	堰堤	排砂門	電動	2.00 × 2.10					
GA1- 8	末崎川	取水口	流量調整制水門	電動	1.20 × 0.90					
GA1- 9	猫足又沢	堰堤	排砂門	電動	2.00 × 2.75					
GA1- 10	猫足又沢	取水口	流量調整制水門	電動	1.20 × 1.50					
GA1- 11	猫足沢	暗渠	排砂門	手動	1.00 × 1.80					
GA1- 12	向井又沢	暗渠	排砂門	手動	1.00 × 2.10					
GA1- 13	小宿沢	暗渠	排砂門	手動	1.00 × 1.70					
GA1- 14	大宿沢	暗渠	排砂門	手動	1.00 × 2.05					
GA1- 15	向井ノ沢	堰堤	No.1排砂門	電動	2.00 × 4.00					

※ 判定ランク凡例 A:異常なし、B:要調査、C:要改修

※ 除塵設備(GA1-34)の「寸法」は水路幅×水路高、水門は有効幅(純径間)×有効高である。

## 点検整備総括報告書

番号	名 称			電・手動 の区分	※寸法(m) (幅×高)	点検 種別	点 検 実施日	判 定 ランク	備 考	
	河川名等	設備名	水門名						異常の状況(原因等)	処置済み又は要処置事項
GA1- 16	向井ノ沢	堰堤	No.2排砂門	電動	2.00 × 4.00					
GA1- 17	向井ノ沢	取水口	流量調整制水門	電動	2.80 × 2.80					
GA1- 18	向井ノ沢	取水口	No.1除塵機	電動	3.50 × 4.00					
GA1- 19	向井ノ沢	取水口	No.2除塵機	電動	3.50 × 4.00					
GA1- 20	向井ノ沢	取水口	No.3除塵機	電動	3.50 × 4.00					
GA1- 21	二ノ又沢	堰堤	排砂門	手動	3.05 × 1.60					
GA1- 22	軽松沢	堰堤	排砂門	電動	2.50 × 2.50					
GA1- 23	軽松沢	取水口	制水門	手動	1.20 × 1.31					
GA1- 24	軽松沢	沈砂池	排砂門	手動	0.60 × 0.70					
GA1- 25	軽松沢取水路	余水吐	制水門	電動	2.00 × 2.30					
GA1- 26	軽松沢取水路	余水吐	排砂門	電動	0.40 × 0.45					
GA1- 27	逆川	堰堤	排砂門	電動	3.00 × 2.00					
GA1- 28	逆川	堰堤	流量調整制水門	電動	0.67 × 0.55					
GA1- 29	逆川	揚水所	逆流防止制水門	手動	0.40 × 0.35					
GA1- 30	岩洞ダム	余水吐	No.1制水門	電動	5.00 × 2.60					
GA1- 31	岩洞ダム	余水吐	No.2制水門	電動	5.00 × 2.60					

※ 判定ランク凡例 A:異常なし、B:要調査、C:要改修

※ 除塵設備(GA1-34)の「寸法」は水路幅×水路高、水門は有効幅(純径間)×有効高である。

## 点検整備総括報告書

番号	名 称			電・手動 の区分	※寸法(m) (幅×高)	点検 種別	点 検 実施日	判 定 ランク	備 考	
	河川名等	設備名	水門名						異常の状況(原因等)	処置済み又は要処置事項
GA1- 32	岩洞ダム	取水口	シンダーゲート	電動	3.70 × 17.85					
GA1- 33	岩洞ダム	取水口	制水門	電動	3.41 × 2.60					
GA1- 34	岩洞ダム	取水口	スクリーン(主)	電動	2.97 × 2.50					
GA1- 35	岩洞ダム	取水口	スクリーン(副)	電動	2.97 × 2.50					
GA1- 36	岩洞第一	排砂路	排砂弁	手動	Φ 0.80					
GA1- 37	岩洞第一	水圧鉄管	水密扉	電動	1.00 × 1.51					
GA1- 38	岩洞沢	維持放流設備	制水弁	手動	Φ 0.3					
GA1- 39	岩洞沢	維持放流設備	放流弁	手動	Φ 0.3					
GA1- 40	岩洞ダム	浮標								
GA2- 1	岩洞第二	第一号暗渠	排砂弁	手動	Φ 0.25					
GA2- 2	岩洞第二	水槽(発電)	制水門	電動	3.00 × 4.00					
GA2- 3	岩洞第二	水槽(農水)	制水門	電動	1.50 × 1.50					
GA2- 4	岩洞第二	水槽	排砂門	電動	0.70 × 0.81					
GA2- 5	岩洞第二	放水路	ドラフト制水門	電動	4.17 × 1.46					
GA2- 6	岩洞第二	放水路	制水門	電動	2.00 × 4.00					
GA2- 7	岩洞第二	導水路(農水)	制水門	手動	0.50 × 0.70					

※ 判定ランク凡例 A:異常なし、B:要調査、C:要改修

※ 除塵設備(GA1-34)の「寸法」は水路幅×水路高、水門は有効幅(純径間)×有効高である。

## 点 検 整 備 報 告 書 ( 甲 )

設備番号	
設備名	
点検日	

1. 判定ランク

2. 総合所見

3. 異常の状況

異常の状況（原因等）	処置済み又は要処置事項

注 (1) 総合所見には点検結果を総括的に記述するとともに、必要に応じて今後の改修における留意点を記述すること。

(2) 判定ランク欄には、以下の凡例で記入すること。

A・・・機能上は問題なく、現状維持で対応できるもの

B・・・機能上は問題ないが、精密な調査を要するもの

C・・・改修を要するもの

(3) 異常の状況は、水門（除塵）設備点検票の区分、点検部位、点検項目毎に点検結果、原因等を記載すること。

(4) 異常の状況について、次ページに写真を添付し、コメントを記載すること。

# 点検整備報告書(乙)

設備番号 GA〇-〇〇 設備名 〇〇〇〇水門

写真添付	不具合内容について、コメントを記載。
写真添付	不具合内容について、コメントを記載。
写真添付	不具合内容について、コメントを記載。

写真添付	不具合内容について、コメントを記載。
------	--------------------

## 水門設備点検票 (精密点検)

水門設備番号	
水門設備名	
点検年月日	
天候・気温	
点検者	

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定	
扉体	全般	清掃状態	目視	①越流部、扉体内水密部、ローラ部、ヒンジ部及び戸溝内に流木、ゴミ、土砂等がないこと。 ②ひどい汚れ、ロープ油等の付着がないこと。 ③水生物の付着がないこと。		
		戸当たりとの相対寸法	目視	戸溝幅と扉体端部が互いにせり合うことなく開閉が行えること。		
		作動状況、振動、異音	目視、聴音	①開閉に支障がないこと。 ②操作中に異常な振動、音がないこと。		
		片吊り	目視	開閉に支障がないこと。		
		変形、たわみ	目視	異常な変形、たわみがないこと。		
		摩耗、腐食	目視	摩耗、腐食が著しくないこと。		
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。		
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。		
	主桁、補助桁	変形、たわみ	板厚の減少	目視	異常な変形、たわみがないこと。	
			溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
			水抜孔の状態	目視	水抜孔が閉塞されていないこと。	
			溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
	スキプレート	変形、たわみ	板厚の減少	目視	異常な変形、たわみがないこと。	
			継手部の漏水	目視	漏水がないこと。	
			溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
			溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
	支承部 (ローラ、軸等)	給油	給油	目視	適当な潤滑油があり、正常な潤滑状態であること。	
			損傷、摩耗	目視	損傷、摩耗がなく、開閉動作中に異常がないこと。	
			作動状況、異音	目視、聴音	①開閉して回転させるか、手動で回転させることができること。 ②異音がしないこと。	
	シーブ	給油	給油	目視	適当な潤滑油があり、正常な給油状態であること。	
			損傷、摩耗	目視	損傷、摩耗がないこと。	
			作動状況、異音	目視、聴音	①開閉して回転させるか、手動で回転させることができること。 ②異音がしないこと。	
	水密部	漏水	漏水	目視	漏水がないこと。	

	(水密ゴム)	劣化、損傷、 変形、摩耗	目視	異常がないこと。	
--	--------	-----------------	----	----------	--

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
扉体	水密部	ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	パインバルブ	作動状況	目視、聴音	①開閉に支障がないこと。 ②操作中に異音がないこと。	
		損傷、変形、 摩耗、腐食	目視	異常がないこと。	
	整流板	作動状況	目視、聴音	①開閉に支障がないこと。	
損傷、変形、 摩耗、腐食		目視	異常がないこと。		
戸当り・ 固定部	全般	清掃状態	目視	①戸溝内に流木、ゴミなどが溜まっていないこと。 ②敷戸当りに土砂等の堆積がないこと。 ③水生生物の付着がないこと。	
	ローラール 側部戸当り (側部、上部水 密板)	損傷、摩耗等	目視	損傷、腐食、摩耗がないこと。	
		変形	目視	ゲートの操作に支障がないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
		漏水	目視	漏水がないこと。	
	敷金物 (底部水密板)	損傷、摩耗等	目視	損傷、腐食、摩耗がないこと。	
		変形	目視	ゲートの水密に支障がないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
漏水		目視	漏水がないこと。		
開閉装置	全般	清掃状態	目視	①巻上機に工具等の小物が置かれていないこと。 ②巻上機室内またはピアー上に置いてある道具、 物がきちんと整理されていること。 ③ひどい汚れ、異物の付着がないこと。	
		作動状態	目視、聴音	異音、振動がなく円滑に作動していること。	
	電動機	振動・異音	目視、聴音	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		温度上昇	指触(必要に応じて温度測定)	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		電流値	電流計	①通常の電流値に比べ大幅な変動がないこと。 ②モータ銘板の定格電流値以下であること。	
		電圧値	電圧計	定格電圧に対し±10%以内であればよい。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計	1MΩ以上であること。	
	制動機構	接地抵抗	接地抵抗計	300Vを超える 10Ω 300V以下 100Ω以下であること。	
		作動状況	目視、聴音	停止の押卸後0.1～0.5秒で停止すること。	
		ライニング塵粉	目視	ライニングの摩耗粉が著しく飛散していないこと。	
		ライニング損傷	目視	ライニングに割れ、傷等がみられないこと。	
		ブレーキドラム (板)の摩耗等	目視	変形、摩耗、損傷がないこと。	
		ライニング間隙	目視(必要に応じて測定)	異常がないこと。	
油量、油質	油面計、目視	変質がなく、既定量が入っていること。			

		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	電磁クラッチ	作動状況	目視、聴音	連結、解放時に異常（スリップ、連れ回り）がないこと。	
		ブラシの状態	目視、測定	長さが10mm以上で、十分な接触圧があること。	
		絶縁抵抗	測定	1MΩ以上であること。	
		電圧値	測定	過励磁DC110～200V、保持DC24～36Vであること。	

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
開閉装置	減速装置	油量、油質	油面計、目視	変質がなく、既定量が入っていること。	
		異音・振動	目視、指触	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		温度上昇	指触（必要に応じて温度測定）	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	停止装置 （リミットスイッチ）	作動状況	動作	正常に作動すること。	
		配線の状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。	
	手動装置	作動状況	動作	切替えができ、かつ手動で操作できること。	
	休止装置	作動状況	動作	円滑に作動させることができること。	
	自重降下装置	作動状況	動作	切替ができ、かつ円滑に作動させることができること。	
	歯車 （ワイヤーロープ式）	歯当り	目視	PCD 付近で歯筋方向に 50%以上の当りがないこと。	
		噛合い	目視	片当りや歯先及び歯底付近に強い当りがないこと。	
		歯こぼれ、損傷、摩耗	目視	歯面に損傷、摩耗がないこと。	
	軸、軸受 （ワイヤーロープ式）	損傷	目視	傷、亀裂がないこと。	
		偏心、まがり	目視、ダイヤルゲージ	著しい芯振れがないこと。	
		摩耗	目視	著しい摩耗がないこと。	
		異音、振動	目視、指触	通常運転時に比べ、大幅な変化がないこと。	
		温度上昇	指触	通常運転時に比べ、大幅な変化がないこと。	
		給油状態	目視	軸受側面に油がにじんでいること。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	ワイヤーロープ （ワイヤーロープ式）	給油状態	目視	ロープ表面に油気があること。	
		異物付着	目視	ゴミ、砂塵等が付着していないこと。	
素線切断		目視	ロープ 1 よりの間において、素線切れが素線数の 10%以内であること。		
摩耗		目視、ノギス	ロープ 直径の減少が呼称径の 7%以内であること。		
変形		目視	①ストランド又は素線が不規則に飛び出したもの、部分的に膨れているところがないこと。 ②キックしていないこと。		
発錆		目視	発錆している場合は錆を除去し、素線の直径の減少がないこと。		
ワイヤーロープ 端 末 （ワイヤーロープ式）	ロケットの緩み	目視、テストハンマ	緩みがないこと。		
	ロープの長さ	目視	ゲート全開時にロープに適度の緩みがあること。		
	ソケットピン	目視	ソケットピン及び割ピンに緩み、脱落がないこと。		
スピンドル	給油状態	目視	スピンドル下歯面にグリスが付着していること。		

	(スピンドル式)	異物付着	目視	異物が付着していないこと。	
		曲がり	目視	スピンドルに曲がりがないこと。	
		摩耗	目視	歯元の摩耗が歯厚の30%未満であること。	
		中間振止め	目視	破損、変形がないこと。	
		吊ピン、吊元の状態	目視	破損、変形がないこと。	
		継手ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	ラック (ラック式)	給油状態	目視	ラックピン下面にグリスが付着していること。	
		異物付着	目視	異物が付着していないこと。	
		曲がり	目視	ラック棒に曲がりがないこと。	
		摩耗	目視、ノギス	ラックピンの摩耗が元径の10%未満であること。	
		中間振止め	目視	破損、変形がないこと。	
		吊ピン・吊元の状態	目視	破損、変形がないこと。	
	取付ボルトナットの緩み・脱落等	目視、テストハンマ	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと ②脱落、破損がないこと		

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
機側 操作盤	全般	清掃状態	目視	①監視窓の汚れ、破損がないこと。 ②昆虫や小動物等がないこと。	
		内部乾燥	目視、指触	結露がなく、乾燥していること。	
	配線	端子取付状態	目視、ドライバ	ドライバ等にて緩みがないこと。	
		配線状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。	
	表示灯	外観	目視	外部に損傷がないこと。	
		点灯・消灯状態	操作	ランプテストの押釦を押して点灯すること。	
	開度計	外観	目視	ひび割れや損傷がないこと。	
		作動状態	目視	機械式開度計の指示値と開度指示計の指示値が合致していること。	
	電磁開閉器	作動状態	目視	開閉操作を正常に行うことができること。	
		振動、異音	聴診	振動、異音がないこと。	
		接点	目視	接点部に変形や異色(黒ずみ)がないこと。	
	補助リレー	作動状態	目視	開閉操作を正常に行うことができること。	
振動、異音		聴診	振動、異音がないこと。		
3Eリレー	作動状態	操作	テスト釦を押して、確実に作動すること。		
サーマルリレー	作動状態	操作	テスト釦を押して、確実に作動すること。		
押ボタン	作動状態	操作	各種操作を行い、確実に作動すること。		
凍結防止ヒータ	導通状態	テスター	断線していないこと。		
塗装	扉体	塗装状態	目視、計測	①発錆、膨れ、剥離、亀裂、脆化がないこと。	
	固定部、戸当り				
	開閉装置				
	機側操作盤 その他				
のそ	基礎コンクリート	コンクリートの状態	目視	目視で劣化、亀裂、凍害がみられないこと。	
		漏水	目視	目視で漏水がないこと。	

		アンカー部の状態	目視	目視で劣化、亀裂、凍害がみられないこと。	
水位計		外観	目視	①ケーブルに損傷、潰れがないこと。 ②検出器に泥の付着、腐食等がないこと。	
		作動状態	計測	計測値と実測値が合致していること。(共通) 計測値と盤表示が一致し、計測値変化によるゲート制御が正常に行われること。	

備考

※1 判定の欄には異常がないときは「✓」、異常があるときは「×」を記入し、その内容を備考欄に記載すること。

※2 塗装状態の欄には「機械工事塗装要領(案)・同解説」による判定を記入するものとする。

## 除塵設備点検票

除塵設備番号	
除塵設備名	
点検年月日	
天候・気温	
点検者	

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
レキ	全般	清掃状態	目視	①レキ、スクリーン上に塵芥、流木が絡まっていないこと。 ②水生物の付着がないこと。	
		レキ、チェーン、スクリーンの相対寸法	目視	レキの運転が円滑に行えること。	
		作動状況、振動、異音	目視、聴音	①レキの運転に支障がないこと。 ②操作中に異常な振動、音がないこと。	
		摩耗、腐食	目視	摩耗、腐食が著しくないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		塗装状態	目視	発錆、膨れ、剥離、亀裂、脆化がないこと。	
	レキ主桁	たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
	レキ爪	たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
	レキ取付部	変形、破損	目視	異常な変形、破損がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと	
ガイド金物	全般	清掃状態	目視	①ガイド金物に塵芥、流木が絡まっていないこと。 ②レキ用チェーン回転部に水生物の付着等がないこと。	
		ガイド金物と土木構造物、操作台との関係	目視	アカ、固定ボルトに緩みがなく運転が円滑に行えること。	
		振動、異音	目視、聴音	操作中に異常な振動、音がないこと。	
		たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		塗装状態	目視	発錆、膨れ、剥離、亀裂、脆化がないこと。	
	ローレール	摩耗、変形	目視	異常な摩耗、変形がないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
	エプロン	たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。	
	アカ金物	変形、破損	目視	異常な変形、破損がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
駆動装置 (除塵機)	全般	整理整頓、清掃状態	目視	装置周辺が整理整頓、清掃してあること。	
		作動状態	目視	①運転に支障がないこと。 ②操作中に異常な振動、音がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		寒冷対策	目視	冬季に問題なく運転できること。	
	電動機	振動、異音	目視、聴音	通常運転に比べ大幅な変化がないこと。	
		温度上昇	指触(必要に応じて温度測定)	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		電流値、電圧値	電流計、電圧値	①通常の電流値に比べ、大幅な変化がないこと。 ②定格電流値、電圧値以下であること。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計	許容値内に入っていること。	
		接地抵抗	接地抵抗計	許容値内に入っていること。	
	減速装置	油量	目視	油面計の規定内であること。	
		油質	目視	変質していないこと。	
		振動、異音	目視、聴音	通常運転に比べ大幅な変化がないこと。	
		温度上昇	指触(必要に応じて温度測定)	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	伝導チェーン	潤滑状態	目視、指触	油分があり、静かに伝導していること。	
		摩耗、伸び	目視、計測	①著しい摩耗がないこと。 ②チェーンの弛み量が、チェーンパンの4%以内であること。	
		クラッチ	目視	①ローラが円滑に回転していること。 ②プレート、ピンにクラックがないこと。	
		異物付着	目視	草木、布等が引っ掛かっていること。	
	伝導チェーンスプロケット	噛合い状態	目視、ノギス	歯の側面が削られているようなことがなく、一様な歯当りであること。	
		摩耗	目視、ノギス	歯幅が痩せていないこと。	
	軸、軸受	破損	目視	傷、亀裂がないこと。	
		偏心、曲がり	目視、ダイヤゲージ	著しい芯振れがないこと。	
		摩耗	目視	著しい摩耗がないこと。	
		異音、振動	目視	通常運転に比べ大幅な変化がないこと。	
		温度上昇	指触(必要に応じて温度測定)	通常運転に比べ大幅な変化がないこと。	
		給油状態	目視	軸受面に油がにじんでいること。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
テークアップ装置	張り装置の緩み	目視、指触	張力が左右均等であること。		
	軸受の破損	目視	傷、亀裂がないこと。		

		腐食	目視	錆の発生がないこと。	
--	--	----	----	------------	--

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定	
駆動装置 (除塵機)	レキ用チェーン	潤滑状態	目視、指触	油分があり、静かに伝導していること。		
		摩耗伸び	目視、計測	①著しい摩耗がないこと。 ②チェーンの伸びが、通常基準長の2%以内であること。		
		異物付着	目視	①塵芥、流木等が引っ掛かっていないこと。 ②水生物の付着がないこと。		
	レキ用チェーン ポケット	噛合い状態	目視	①歯の側面、歯底が削られているようなことがなく、一様な歯当りであること。		
		摩耗	目視	歯幅、歯底が痩せていないこと。		
保護装置 (除塵機)	全般	機器の作動状態	目視	正常に作動すること。		
		配線状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。		
	過負荷防止装置	過負荷継電器の作動状態	目視	テスト釦を押して確実に作動すること。		
		トルクミッタの調整	目視	調整ボルトが緩んでいなくて、合いマーク位置が初期位置にあること。		
	定位置停止装置	機器の作動状態	目視	スイッチ蹴り金物が、スイッチのローを押していること。		
	非常停止装置	作動状況	目視	押し釦を押したとき、運転中の除塵設備が確実に停止すること。		
	積算時間計	作動状態	目視	計器が作動していること。		
フライト	全般	清掃状態	目視	フライト、フライト取付部に塵芥、小枝等が絡まっていないこと。		
		フライト桁、チェーンローレルの相対寸法	目視	フライトの運転が円滑に行えること。		
		作動状況	目視、聴音	①フライトの運転に支障がないこと。 ②操作中に異常な振動、音がないこと。		
		摩耗、腐食	目視	摩耗、腐食がないこと。		
	フライト桁	たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。		
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。		
	フライト取付部	変形、破損	目視	異常な変形、破損がないこと。		
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。		
	コンベア用フレーム	全般	清掃状態	目視	塵芥、流木等が絡まっていないこと。	
			コンベアフレームと土木構造物との関係	目視	アンカ、固定ボルトに緩みがなく、運転が円滑に行えること。	
ボルトナットの緩み、脱落等			目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。		
溶接部の亀裂			目視	溶接割れがないこと。		
ローレル		摩耗、変形	目視	①異音を発することなく運転ができること。 ②レル上面に大きな凹み、傷がないこと。		
		溶接部の亀裂	目視	溶接割れがないこと。		
コンベア底板		たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。		
スカート		たわみ、変形	目視	異常なたわみ、変形がないこと。		
アンカ金物		変形、破損	目視	異常な変形、破損がないこと。		
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。		

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
駆動装置 (コンベア)	全般	整理整頓、清掃	目視	装置周辺が整理整頓、清掃してあること。	
		作動状態	目視、聴音	①運転に支障がないこと。 ②操作中に異常な振動、音がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと	
	電動機	振動、異音	目視、聴音	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		温度上昇	指触（必要に応じて温度測定）	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		電流値、電圧値	電流計、電圧値	①通常の電流値に比べ、大幅な変化がないこと。 ②定格電流値、電圧値以下であること。	
		取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		絶縁抵抗	絶縁抵抗計	許容値内に入っていること。	
		接地抵抗	接地抵抗計	許容値内に入っていること。	
	減速装置	油量	目視	油面計の規定内であること。	
		油質	目視	変質していないこと。	
		振動、異音	目視、聴音	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		温度上昇	指触（必要に応じて温度測定）	通常運転時に比べ、大きな変化がないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	伝導用チェーン	潤滑状態	目視、指触	油分があり、静かに伝導していること。	
		摩耗伸び	目視、計測	①著しい摩耗がないこと。 ②チェーンの弛み量が、チェーンスパンの4%以内であること。	
		異物付着	目視	草木、布等が引っ掛かっていること。	
	伝導用チェーン ポケット	噛合い状態	目視、ギス	歯の側面が削られているようなことがなく、一様な歯当りであること。	
		摩耗	目視、ギス	歯幅が痩せていないこと。	
	軸、軸受	破損	目視	傷、亀裂がないこと。	
		偏心、曲がり	目視、ダイヤゲージ	著しい芯振れがないこと。	
		摩耗	目視	著しい摩耗がないこと。	
		異音、振動	目視	通常運転時に比べ、大幅な変化がないこと。	
		温度上昇	指触（必要に応じて温度測定）	通常運転時に比べ、大幅な変化がないこと。	
		給油状態	目視	軸受面に油がにじんでいること。	
	テークアップ装置	取付ボルトの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
		張り装置の緩み	目視、指触	張力が左右均等であること。	
軸受の破損		目視	傷、亀裂がないこと。		
コンベア用チェーン	腐食	目視	錆の発生がないこと。		
	潤滑状態	目視、指触	油分があり、静かに伝導していること。		

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
駆動装置 (コンベア)	コンベア用チェーン	摩耗伸び	目視、計測	①著しい摩耗がないこと。 ②チェーンの伸びが、通常基準長の2%以内であること。	
		異物付着	目視	①塵芥、流木等が引っ掛かっていないこと。 ②水生物の付着がないこと。	
	コンベア用チェーン スプロケット	噛合い状態	目視	歯の側面、歯底が削られているようなことがなく、一様な歯当りであること。	
		摩耗	目視、キス	歯幅、歯底が痩せていないこと。	
保護装置 (コンベア)	全般	機器の作動状態	目視	異常作動を起こさないこと。	
		配線状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。	
	過負荷防止装置	過負荷継電器の作動状態	目視	テスト釦を押して確実に作動すること。	
		トルクミットの調整	目視	調整ボルトが緩んでいなくて、合いマーク位置が初期位置にあること。	
	非常停止装置	作動状態	目視	押し釦を押したとき、運転中の除塵設備が確実に停止すること。	
	インタロック装置	作動状態	目視	一方の操作盤の押し釦を押したとき、他方の押し釦を押しても設備が動作しないこと。	
積算時間計	作動状態	目視	計器が作動していること。		
機側操作盤	全般	清掃状態	目視	監視窓の汚れ、破損がないこと。 昆虫や小動物等がないこと。	
		内部乾燥	目視、指触	結露等がなく乾燥していること。	
	配線	端子取付状態	目視、ドライバ	緩みがないこと。	
		配線状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。	
	表示灯	外観	目視	外部に損傷がないこと。	
		点灯、消灯状態	目視	ランプテスト釦を押して点灯すること。	
	電磁開閉器	作動状態	目視	正常に作動すること。	
		異音、振動	目視、聴音	振動や異音がないこと。	
		接点	目視	接点部に変形や異色(黒ずみ)がないこと。	
	補助リレー	作動状態	目視	正常に作動すること。	
		異音、振動	目視、聴音	振動や異音がないこと。	
	3Eリレー	作動状態	目視	テスト釦を押して、確実に作動すること。	
	サーマルリレー	作動状態	目視	テスト釦を押して、確実に作動すること。	
	押しボタン	作動状態	目視	各種操作を行い、確実に作動すること。	
付属設備	全般	機器の作動状態	目視	異常作動を起こさないこと。	
		配線状態	目視	被覆に損傷や断線がないこと。	
	凍結防止装置	発生温度	目視	熱の照射により、チェーンが凍結しないこと。	
	給油装置	配管状態	目視	配管経路に破損、劣化がないこと。	
		ニップルの緩み	目視、指触	ニップルが緩んでいないこと。	
	水位差装置	作動状態	目視、指触	設定された水位差が検知されること。	
水位計	外観	目視	①ケーブルに損傷、潰れがないこと。 ②検出器に泥の付着、腐食等がないこと。		

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
スクリーン	全般	清掃状態	目視	①スクリーン付近に塵芥、流木等が多量に溜まっていないこと。 ②スクリーンバーに草木等が絡まっていないこと。	
		摩耗、腐食	目視	摩耗、腐食が著しくないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	スクリーンバー	摩耗、変形、腐食	目視	摩耗、変形、腐食が著しくないこと。	
	受桁	変形、腐食	目視	変形、腐食が著しくないこと。	
	綴じボルト	ナットの緩み、脱落等	目視、テストハマ	①テストハマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	ディスタンスピース	破損	目視	破損していないこと。	
塗装	除塵機	塗装状態	目視、計測	①発錆、膨れ、剥離、亀裂、脆化がないこと	
	コンベア				
	踊り場				
	手摺り				
その他	基礎コンクリート	コンクリートの状態	目視	目視で劣化、亀裂、凍害がみられないこと。	
		漏水	目視	目視で漏水がないこと。	
		アスカー部の状態	目視	目視で劣化、亀裂、凍害がみられないこと。	
	水位計	外観	目視	①ケーブルに損傷、潰れがないこと。 ②検出器に泥の付着、腐食等がないこと。	
		作動状態	計測	計測値と実測値が合致していること。(共通) 計測値と盤表示が一致し、計測値変化による制御が正常に行われること。(備考5)	
備考					

- ※1 判定の欄には異常がないときは「✓」、異常があるときは「×」を記入し、その内容を備考欄に記載すること。
- ※2 塗装状態の欄には「機械工事塗装要領(案)・同解説」による判定を記入するものとする。
- ※3 絶縁抵抗値：500Vで1MΩ以上であればよい。
- ※4 接地抵抗値：300Vを超えるとき10Ω、300V以下のとき100Ω以下であればよい。

## 浮 標 設 備 点 検 票

水門設備番号	GA 1 - 4 0
水門設備名	岩洞ダム注水口浮標
点検年月日	
天候・気温	
点検者	

区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
水上部	全般	清掃状態	目視	①危険票、ブイ、連結金具、滑車、ワイヤーロープに流木、ゴミ、土砂等がないこと。 ②水生物の付着がないこと。	
		アンカーとの相対寸法	目視	ブイがダム水位の変化に追従し、スムーズに変動していること。	
		作動状況、渋滞、異音	目視、聴音	①ブイの浮き・沈みに支障がないこと。 ②動作中に引っ掛かり、異常音がないこと。	
		変形	目視	異常な変形等がないこと。	
		摩耗、腐食	目視	摩耗、腐食が著しくないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
		ボルトナットの緩み、脱落等	目視	①テストハンマで軽く叩き、緩みがないこと。 ②脱落、破損がないこと。	
	危険票	変形・たわみ	目視	表示板に変形、たわみがないこと。	
		板厚の減少	目視	アルミ板に摩耗、腐食が著しくないこと。	
		危険文字	目視	汚れがないこと。	
	ブイ	変形・たわみ	目視	異常な変形、たわみがないこと。	
		板厚の減少	目視	摩耗、腐食が著しくないこと。	
		溶接部の割れ	目視	溶接割れがないこと。	
		ブイ防食板	目視	脱落、紛失していないこと。	
水中部	固定滑車	回転・作動状況、異音	目視	①浮標を持ち上げ回転させるか、手で回転させることができること。 ②回転中に引っ掛かり、異常音がないこと。	
		損傷・摩耗	目視	損傷、摩耗がなく、浮力動作中に異常がないこと。	
		連結金物	目視	脱落、破損がないこと。	
		自在継手	目視	脱落、破損がないこと。	
	動滑車	回転・作動状況、異音	目視	①浮標を持ち上げ回転させるか、手で回転させることができること。 ②回転中に引っ掛かり、異常音がないこと。	
		損傷・摩耗	目視	損傷、摩耗がなく、浮力動作中に異常がないこと。	
		連結金物	目視	脱落、破損がないこと。	
		自在継手	目視	脱落、破損がないこと。	
	ワイヤーロープ	異物付着	目視	ゴミ、砂塵等が付着していないこと。	

		素線切断	目視	ロープ 1 撚り間において素線切れが素線数の 10%以内であること。	
区分	点検部位	点検項目	点検方法	判断基準	判定
水 中 部	ワイヤーロープ	摩耗	目視・ノギス	ロープ径の減少が呼称径の 7%以内であること。	
		変形	目視	①ストランド又は素線が不規則に飛び出したもの、部分的に膨れているところがないこと。 ②キンクしていないこと。	
		発錆	目視	発錆している場合は錆を除去し、素線の直径の減少がないこと。	
	ワイヤーロープ 末端	ロープクリップ	目視・テスト ハンマ	緩みがないこと。	
		シンプル	目視・テスト ハンマ	脱落、摩耗、破損がないこと。	
	おもり	異物付着	目視	ゴミ、砂塵等が付着していないこと。	
		アイボルト	目視・テスト ハンマ	脱落、摩耗、破損がないこと。	
	アンカー (湯水の場合)	吊り金具	目視・テスト ハンマ	脱落、腐食、破損がないこと。	
自在継手		目視	脱落、破損がないこと。		
備考					

※1 判定の欄には異常がないときは「✓」、異常があるときは「×」を記入し、その内容を備考欄に記載すること。

様式 4

課長	総括主任主査	主査・主任	課員	主任監督員	監督員	報告者

受注者

主任技術者

### 作業日報

委託名	岩洞第一発電所ほか 水門設備等定期点検整備業務委託	
作業日時	令和 年 月 日( )	
設備番号・名称		
作業内容		
点検結果		
	点検者人数(主任技術者除く)	人
次回予定作業		
作業予定日時	令和 年 月 日( )	
設備番号・名称		
作業内容		
備考		
※点検の結果異常が認められた場合は、備考欄に概要を記載のこと。		

## 電子納品特記仕様書〔業務〕

### 1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

### 2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

( ) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。  
 (○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

### 3 電子納品対象書類

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面			
PHOTO	写真		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で1部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者  
住 所  
氏 名

主任技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	IS09660 (レベル1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
  - ・電子チェックシステムのバージョン：\_\_ . \_\_ . \_\_
  - ・チェック実施年月日：令和\_\_年\_\_月\_\_日
  
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
  - ・1/○：\_\_
  - ・2/○：

## 事前協議チェックシート〔業務〕

### 1 協議実施日等

協議実施日	令和 年 月 日	
出席者	発注者	
	受注者	

### 2 電子納品の取扱い

#### (1) 電子納品実施区分

項目	チェック	実施区分
電子納品実施区分	<input type="checkbox"/>	電子納品を実施(部分的に実施する場合も含む)
	<input type="checkbox"/>	従来どおり紙納品で実施

※ チェック欄は、いずれか該当する区分に「○」を記入すること。

#### (2) 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (部分的に紙納品する場合などを記載)
			発注者	受注者	
REPORT	<input type="checkbox"/>	報告書		○	
DRAWING	<input type="checkbox"/>	図面			
PHOTO	<input type="checkbox"/>	写真		○	
SURVEY	<input type="checkbox"/>	測量			
BORING	<input type="checkbox"/>	地質			
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				

※ チェック欄は、各書類を「電子データ」で作成するか、「紙」で作成するかを記入すること。

### 3 施行中における情報交換の手段

項目	チェック	確認内容
電子メールの利用	<input type="checkbox"/>	情報交換に電子メールを利用する
	<input type="checkbox"/>	情報交換に電子メールを利用しない
電子メールを利用する場合の 確認事項	<input type="checkbox"/>	受信確認の徹底
	<input type="checkbox"/>	ファイル容量(1通当り2MB以下)
	<input type="checkbox"/>	ファイル命名規則[ ]
	<input type="checkbox"/>	ログの保存
	<input type="checkbox"/>	ウイルスチェック、セキュリティーパッチ適用の徹底

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

### 4 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

項目	チェック	確認内容
報告書・打合せ簿等の文書データ	<input type="checkbox"/>	Microsoft社 Word2000に対応したファイル形式
表計算データ	<input type="checkbox"/>	Microsoft社 Excel2000に対応したファイル形式
CADデータ	<input type="checkbox"/>	SXF(sfc)形式
写真等の画像データ	<input type="checkbox"/>	JPEG形式[但し参考図はTIFF(G4)形式でも可とする]
その他全般	<input type="checkbox"/>	PDF形式
上記形式以外で、使用するファイル形式	<input type="checkbox"/>	[ ]
	<input type="checkbox"/>	[ ]

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

※ CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。なお、SXF(sfc)に対応できない場合については、発注者の承諾を得た上でSXF(p21)で作成してもよい。

## 5 国の要領等の確認

区分	チェック	国の要領等
土木、治山林道、水産、 企業局 関係	【土木】	工事完成図書等の電子納品要領(案)
		土木設計業務等の電子納品要領(案)
		CAD製図基準(案)
		デジタル写真管理情報基準(案)
		測量成果電子納品要領(案)
	【電気】	地質・土質調査成果電子納品要領(案)
		土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編
		工事完成図書等の電子納品要領(案)電気通信設備編
	【機械】	CAD製図基準(案)電気通信設備編
		土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編
	【港湾】	工事完成図書等の電子納品要領(案)機械設備工事編
		CAD製図基準(案)機械設備工事編
	建築関係	
		営繕工事電子納品要領(案)
		建築設計業務等電子納品要領(案)
		建築CAD図面作成要領(案)
農業農村整備関係	【土木】	工事写真の撮り方(建築編・建築設備編)
		設計業務等の電子納品要領(案)
		工事完成図書の電子納品要領(案)
		電子化図面データの作成要領(案)
		電子化写真データの作成要領(案)
	【電気】	測量成果電子納品要領(案)
		地質・土質調査成果電子納品要領(案)
		設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編
	【機械】	工事完成図書等の電子納品要領(案)電気通信設備編
		電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編
		設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編
		工事完成図書等の電子納品要領(案)機械設備工事編
		電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

## 6 施行中のデータ保管方法

項目	チェック	確認内容
通常データを保管する機器		機器名〔 〕
		容量〔 GB・MB〕
データのバックアップを行う機器		機器名〔 〕
		容量〔 GB・MB〕
バックアップを行う時期		時期〔 日ごと〕

※ 対応する項目の確認内容を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

## 7 その他

項目	チェック	確認内容

※ 項目及び確認内容に必要な事項を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。